

## Maker Faire Kyoto 2021 出展申し込み要項

Maker Faire Kyoto 2021への出展をご検討いただきありがとうございます。本要項の内容をご確認の上、ウェブサイトの出展申込フォームからお申し込みください。

### <新型コロナウイルス感染防止対策>

#### ■ 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症のリスクが高いと考えられている、①換気が行われにくい密閉空間、②多くの方が集まる密集場所、③近い距離で会話が行われる密接場面の発生防止に加え、「Maker Faire Kyoto」独自の対策として、機材、作品に直接接触ることによる感染のリスクに対応した対策を実施します。感染防止対策は、追加または変更になることがありますので、ご了承ください。

#### ■ 2. 出展準備時に行う対策

- ・ 出展する出展者、スポンサーは、必ず事前に連絡先（氏名、携帯電話番号、メールアドレス）を提出してください。
- ・ 会場内では必ずマスクを着用していただきます。マスクをご用意ください。
- ・ 展示スペースのレイアウト時に「密集」「密接」を避けるために、通常よりも余裕を確保してください。
- ・ 必要に応じて、飛沫拡散防止のためのアクリル板やビニールカーテンなどを設置してください（ただし、ビニールカーテンを設置する場合は防炎加工が行われたものとする）。
- ・ **出展スペースに同時に滞在できる人数を制限します。**基本スペース（2.1メートル×2.1メートル）に同時に滞在できる出展者を、原則として最大3名までとします。2.1メートル×4.2メートル：6名まで、4.2メートル×4.2メートルの場合：12名まで、となります。
- ・ 今回のMaker Faire Kyoto 2021では、出展者によるワークショップ、ハンズオン（ミニワークショップ）、食品の試食・販売は禁止します。
- ・ 出展作品・製品などを通じた接触感染防止のため、来場者が直接出展作品・製品などに触れるような展示は原則として行わないでください。止むを得ず、来場者が直接出展作品・製品などに触れる場合は、頻繁な消毒を行うための消毒用資材を準備してください（ただし、アルコールの重量濃度が60%を超えるアルコール消毒液は「出展内容調査」の際に、「危険物品」として申請を行う必要があります。申請を行わなかった場合は、アルコールの重量濃度が60%未満のアルコール消毒液を使用してください）。
- ・ 作品の基本的な内容を紹介するためのサイン、POPなどを準備し、できるだけ出展者との会話時間を短くするような工夫を行ってください。
- ・ 「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ」の登録をお願いします。

### ■ 3. 搬入日・開催当日に行う対策

- ・ 当日の検温と体調の確認をし、以下の場合の来場を自粛してください。
  - 風邪の症状がある
  - 37.5度以上の熱がある
  - 倦怠感（強いだるさ）がある
  - 呼吸が困難である（息苦しい）
  - 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある
- ・ 入場時に検温を実施します。検温時に37.5度以上の熱がある場合、入場をお断りさせていただく可能性があります。
- ・ 入場後に体調が不良になった場合、症状によってはご帰宅いただく可能性があります。
- ・ 会場内では必ずマスクを着用してください。
- ・ 頻繁な手洗い・消毒を行ってください。
- ・ 来場者が直接出展作品・製品などに触れる場合は、頻繁な消毒を行ってください。
- ・ 来場者とは最低でも1メートル以上の距離を保ち、大きな声での会話を控えてください。
- ・ 販売を行う場合は、できるだけ現金のやりとりを控えてください。止むを得ず現金のやりとりを行う場合には、コイントレーを使用してください。
- ・ 会場内で「密集」が発生した際などに行われる、スタッフからの指示にご協力ください。

## <出展の流れ>

### 1. 出展申し込み [締切] 2021年2月4日 (木) 13:00

出展申込フォームにて出展をお申し込みください。お申し込みに必要な情報は「申し込みに必要な項目 (PDF)」を参照してください。

### 2. 選考結果の発表 2021年3月2日 (火) まで

出展の可否をメールにてお知らせします。

### 3. 出展内容調査シートの提出 [締切] 2021年3月15日 (月) 17:00

最終的な持ち込み作品・機材のリスト (危険物が含まれる場合は、その内容、図面など) 搬入出の方法などをお知らせください。

### 4. 出展者マニュアルの展開 2021年4月2日 (金)

出展者の代表の方にお知らせします。

### 5. 出展者タグの発送 2021年4月14日(水)

### 6. 開催当日

## ■ 1. 出展の対象

- ・ 自作の作品 (ジャンルは問いません)
- ・ 物を作るための素材、部品、道具
- ・ 物を作るためのソフトウェア、サービス
- ・ 個人が物を作ることに関連した活動

## ■ 2. 出展区分と出展料

### 2-1 Maker

個人またはグループ (教育機関、コミュニティなど) の出展で、会場内で物品の販売を行わない場合。出展料は無料です。

### 2-2 Commercial Maker

個人またはグループ (教育機関、コミュニティなど) の出展で、会場内で販売を行う場合。基本スペース

(2,100\*2,100mm のスペースに 1,800\*600mm のテーブル 1 本) あたり、出展料が 22,000 円 (税込) 必要です。また、それ以上の広さが必要な場合、「2,100\*4,200mm」 (出展料 33,000 円)、「4,200\*4,200mm」 (出展料: 44,000 円) となります。

### 2-3 企業出展

企業名義で出展する場合 (企業名、製品・サービス名が出展者名や出展情報に含まれる場合)。基本スペース

(2,100\*2,100mm のスペースに 1,800\*600mm のテーブル 1 本) あたり、出展料が 55,000 円 (税込) 必要です。企業出展のスペースは 2 区画 (2100\*4200mm、出展料: 110,000 円) を上限とします。それ以上のスペースを希望する企業の方はスポンサープランをご検討ください)。なお、企業出展の申し込みも選考 (後述) の対象になりますので、ご注意ください。

企業の出展については、スポンサープランもご用意しています。本イベントへのご協賛を通じて、メイカーコミュニティをご支援ください。協賛のメリット、プランなど詳しい内容は、ウェブサイトのスポンサーページをご参照ください。

## 2-4 出展料のお支払い

Commercial Maker、企業出展で出展する場合、出展料が必要です。出展料の振り込み先は、「出展承認メール」にてお知らせしますので、**3月9日(火)**までに振り込みをお願いします。期日までに出展料の振り込みが確認できない場合は、出展を取り消すこともあります。

出展区分	Maker	Commercial Maker	企業出展
対象		個人（個人事業主含む） 教育機関 コミュニティ	企業
物品の販売	不可	可能	
出展料金 (税込)	無料	<u>基本スペース：2,100mm×2,100mm</u> 22,000 円 <u>2,100mm×4,200mm</u> 33,000 円 <u>4,200mm×4,200mm</u> 44,000 円	<u>基本スペース：2,100mm×2,100mm</u> 55,000 円 <u>2,100mm×4,200mm</u> 110,000 円 <u>それ以上</u> <b>スポンサーをご検討ください。</b>
出展者パス	基本は 3 枚（無料） 4 枚以上必要な場合は、追加 1 枚 1,000 円（税込）		

## ■ 3. 出展部門

### 3-1 展示

申請したスペース（「基本スペース」は、2,100\*2,100mm のスペースに 1,800\*600mm のテーブル 1 本）に作品を展示します。作品によっては、基本スペースより広いスペースや、暗いスペースをご利用いただくことも可能です。

### 3-2 屋外展示・デモ

屋外の共有スペースにて、自作の乗り物やドローンなどを展示、またはデモンストレーションすることも可能です。屋外展示の出展者についても、悪天候時の対応のため、必ず屋内の展示スペース（テーブル）をご使用いただきます。

### 3-3 プレゼンテーション

会場内の「ステージ」にて、20 分のプレゼンテーションを行うことが可能です。プロジェクタとスクリーン、マイクを事務局が用意します。事務局が申し込みの内容を検討して、出展決定後に実施の可否を連絡します。

### 3-4 ライブパフォーマンス

会場内「ステージ」にて、自作楽器の演奏などのライブパフォーマンスを行うことが可能です。出展決定後に事務局から実施の可否を連絡し、演奏時間などの詳細を調整します。

## ■4. 出展カテゴリ

以下のカテゴリからご自身の作品・活動に近いと思われるものを第1希望と第2希望の2つ選択してください。選択したカテゴリと展示の内容をもとに、事務局が会場内のエリア（「エレクトロニクス」「ロボティクス」「キッズ・教育」「ミュージック」「デジタルファブリケーション」「サイエンス」「フード」など）に出展者の配置を行います。※「フード」を選択される場合、食品は展示のみとなり、<新型コロナウイルス感染防止対策>より食品の試食・販売は禁止します。

- ・ エレクトロニクス（電子工作）
- ・ Arduino
- ・ Raspberry Pi
- ・ AI／画像認識
- ・ VR
- ・ IoT（Internet of Things）
- ・ ロボティクス
- ・ ドローン／飛行物体
- ・ カメラ／映像
- ・ゲーミング
- ・ 教育
- ・ Young Makers（学生出展）
- ・ キッズ & ファミリー
- ・ トイ
- ・ デジタルファブリケーション
- ・ 3Dプリンター
- ・ レーザーカッター
- ・ CNC、その他の工作機械
- ・ デジタルファブリケーションのためのソフトウェア（3D CAD など）
- ・ FabLab／Maker スペース／Maker のためのサービス
- ・ アート／デザイン
- ・ クラフト（木工／ペーパークラフト／電子手芸など）
- ・ ファッション
- ・ ミュージック／サウンド
- ・ モビリティ（電気自動車／自転車など）
- ・ サイエンス
- ・ 宇宙（ロケット／人工衛星など）
- ・ バイオ
- ・ 農業（狩猟も含む）
- ・ Food Maker \*食品を出展される方は必ずこのカテゴリを選択してください。
- ・ オルタナティブエネルギー
- ・ アシスティブテクノロジー（福祉関連のプロジェクト）
- ・ PPE(個人防護具)
- ・ スポーツ
- ・ Maker Pro（Maker としての起業、スタートアップ）
- ・ 企業内の部活動（業務外での作品製作）
- ・ 地方（首都圏、京都府、大阪府、奈良県以外）からの出展

## ■ 5. 出展申し込みの締切

**2020年2月4日(木) 13:00**

## ■ 6. 出展申し込みの選考

事務局が準備している展示スペースを超える数の出展申し込みをいただいた場合には、事務局で出展の選考を行います。

### 6-1 選考について

- ・ 選考の際にもっとも重視されるのが内容紹介文です。規定の文字数(200文字)のなかで、「実際に展示する作品・プロジェクト」「そのプロジェクトの特徴」をできるだけ具体的に説明してください。具体的な展示内容がわかりにくい紹介文は、選考時のマイナス評価の対象となります(わかりにくい例:「〇〇なメンバーたちが過去に作った作品を一同に展示します!」など)。
- ・ 作品の写真や動画も選考の重要な要素です。申し込み時に写真や動画を送付しないこと、またグループのロゴのみの送付などは、作品・プロジェクトの内容の判断が難しいため、マイナス評価の対象になります。
- ・ 申し込み時点で作品が未完成の場合は、内容紹介文、完成予想図などをもとに選考を行います。製作の進捗状況を問い合わせることもありますのでご了承ください。
- ・ 事務局で特別な事情があると判断した方や主催者企画に関連した方は、通常の出展決定者発表以前に出展を承認することがあります。
- ・ 企業出展の申し込みも選考の対象となりますので、ご注意ください。
- ・ 選考基準や結果に関する質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

## ■ 7. 出展のガイドライン

### 7-1 出展料の支払い

- ・ Commercial Maker、企業出展で出展する場合は出展料が必要です。金額は「2. 出展区分と出展料」を参照してください。出展料の振り込み先は、「出展承認メール」にてお知らせしますので、**3月9日(火)**までに振り込みをお願いします。期日までに出品料のお振込みが確認できない場合は、出展を取り消すこともあります。
- ・ 出展者の都合により、出展をキャンセルする場合、出展料の返金はできません。事務局の判断で出展を取り消す場合、出展料は返金いたします。
- ・ 出展料の請求書の発行も可能です。詳しくは「出展承認メール」にてお知らせします。

### 7-2 展示スペース、環境

#### [展示スペース]

- ・ 基本スペースとして、2,100\*2,100mmのスペースに1,800\*600mmのテーブル1本と椅子3脚をご用意します。それ以上のスペースやテーブルが必要な場合は出展区分ごとの規定数まで(Maker、Commercial Makerの場合、4,200\*4,200mmまで、企業出展の場合、2,100\*4,200mmまで)お申し込みいただくことができます。Maker、Commercial Makerで規定以上のスペースをご希望の場合は、事務局までご相談ください。
- ・ 作品の大きさやデモの内容にそぐわないスペースと事務局が判断した場合、調整させていただくことがあります。
- ・ テーブルの数に関しては、お申し込みいただいたスペースに応じて以下から選んでいただくことが可能です。
  - 2,100\*2,100mm (0~1本)
  - 2,100\*4,200mm (0~2本)
  - 4,200\*4,200mm (0~4本)
- ・ 規定内のテーブル数であれば、別途テーブルのレンタル料金が発生することはありません。

※今回暗室は設けないこととなりました。

### 7-3 電源とネットワーク

#### [電源の供給]

- ・ 出展申し込み時にお申し込みいただいた容量の電源を事務局でご用意いたします。詳しくは、後日お送りする「出展者マニュアル」、このウェブサイトの「よくあるご質問」をご参照ください。

#### [ネットワーク]

- ・ 事務局では、出展者向けのネットワークの提供は行いませんので、ご了承ください。

### 7-4 搬入出

- ・ 搬入出には「手持ち」「自動車」「宅配便」をご利用いただくことができます。詳しくは、出展が決まった方にお送りする「出展者マニュアル」またはこのウェブサイトの「よくあるご質問」を参照してください。
- ・ 搬入出の時間はそれぞれ以下を予定しています。
  - 搬入：4月30日（金）：午後（正確な時間は「出展者マニュアル」にてお知らせします）  
5月1日（土）：09:00～12:00（予定）
  - 搬出：5月2日（日）：16:00～17:30（予定）

### 7-5 出展者タグ

- ・ 会場内では必ず「出展者名を明記した」出展者タグを身に付けてください。搬入・搬出の際の会場への入場にも出展者タグが必要となります。
- ・ 出展者タグは、出展者1組あたり3枚発行します。4枚を超える出展者タグが必要な場合は、追加分を1枚1,000円（税込）で販売します。出展申込フォームにてお申し込みください。申請後に出展者タグが必要になった場合には、開催前日の設営日から会場内の「インフォメーションカウンター」にて参加者情報を登録の上、販売します。

### 7-6 禁止事項、持ち込み禁止の作品

- ・ Maker Faire Kyoto には、子どもたちも多数出展・来場します。子どもが目にするにはふさわしくない作品（暴力をテーマにしたものや性的な表現）に関しては、展示をお断りします。そのような作品が展示されている場合、撤去、または出展の中止をお願いすることもあります。
- ・ 日本の法令（電波法など）に違反している作品、機材の持ち込み、販売は禁止します。
- ・ 出展区分が「スポンサー」「企業出展」「Commercial Maker」以外の出展者は、会場内で販売を行うことはできません。
- ・ 企業・スポンサーとして出展する場合に、申し込み企業、団体以外のサービス・製品の展示を希望する場合は、出展内容調査シートにて必ず展示内容（他企業、団体の名称と作品情報）を申請してください。申請のなかった展示に関しては、撤去していただきます。
- ・ 出展申し込みと異なる内容の展示を行った場合、展示物の撤去、または出展の中止をお願いすることもあります。また、出展の手続きにおいて事務局の依頼に対してご協力いただけない場合には、出展を取り消すこともあります。
- ・ Maker Faire Kyoto は出展物の優劣を競い合うイベントではありません。他の出展者の出展内容について点数をつける、評価をするなどの企画の実施は禁止します。尚、主催者関連企画についてはこの限りではありません。

### 7-7 持ち込みに申請が必要な物品

会場内の安全確保のため、以下にあてはまる作品と機材などを持ち込む場合は、必ず出展申し込みの際に申請をお願いします。事前に申請のない作品、機材に関しては、撤去していただくこともあります。

- ・ 消防法上の「裸火」（ハンダごてなど）、「危険物品」（油脂、石油類、燃料用アルコール類など）。詳しくは、7-9「消防法上の禁止行為について」をご確認ください。
- ・ 工作機械（3Dプリンター、レーザーカッター、CNCなど）
- ・ ドローン、飛行機、バルーンなど、会場内を飛行する作品・機材
- ・ 大型の作品（約3メートル以上）
- ・ 食品の展示、販売、提供、調理、口の中に食品を入れる実験の場合には、事務局に事前にご相談ください。市販のお菓子の配布などをご遠慮ください。
- ・ 高電圧を扱うもの、高速で稼働するもの、レーザー光線を発するものなど、来場者または他の出展者が、怪我をする可能性がある作品・機材
- ・ 薬品類
- ・ Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee、携帯電話以外の無線を使用する作品・機材
- ・ 水などの液体（床への養生が必要です）
- ・ 天井構造（ドーム、テントなど）
- ・ 生物

### 7-8 持ち込み禁止の物品

- ・ 水素を使用した作品（いわゆる「水素水サーバー」のように機器・装置内部の密封空間で水の電気分解などを行い、微量の水素を発生する装置なども禁止となります）
- ・ 10cmを超える火花を発する作品
- ・ 液化困難な可燃性ガス（メタン、アセチレンなど）

### 7-9 消防法上の禁止行為について

会場では「消防法上の禁止行為」が適用されます。消防法上の「裸火」の使用や「危険物品」を持ち込む際には、消防署への事前の申請と所定の安全対策が必要です。以下を必ずご確認の上、出展をお申し込みください。また、開催前日もしくは開催初日の午前中に「（数量も含めて）申請通りの物品が持ち込まれているか」「所定の安全対策が行われているか」について、消防署の査察が行われます。検査時に申請通りの物品がない、または展示の準備ができていないものは、展示の承認を受けることができません。詳しい申請方法に関しては、出展が決定した方にお送りする「出展者マニュアル」にてご確認ください。

#### <裸火に該当するもの>

- ・ 気体、液体、固体燃料を使用し、炎、火花を発生させるもの、または器具の発熱部を外部に露出するもの。
- ・ 電気を熱源とする器具では、発熱部が赤熱して見えるもの（発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブンなどを除く）および外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時着火するおそれがあるもの（表面温度400℃以上）。（事務局注：ハンダごては「裸火」に該当しますのでご注意ください）

**<危険物品に該当するもの>**

- ・ 危険物：消防法別表第1に掲げるガソリン、軽油など引火性液体、酸化性固体、液体類などの危険物。  
(事務局注：リチウムイオン電池、手指及び機材消毒に用いる高濃度エタノールも危険物品に該当しますのでご注意ください)
- ・ 指定可燃物：火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体および可燃性固体類。
- ・ 火薬類：火薬類取締法第2条第1項および第2項で定める火薬、爆薬、火工品およびがん具煙火。
- ・ 一般高圧ガス保安規則に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガスなどの可燃性ガス。

**7-10 防災規則**

会場内では、消防法第8条の3により、以下に説明する物品については防災性能を持ったものを使用することが義務となっています。防災性能を持っていない防災対象物品を使用していた場合は撤去していただきます。この防災規則に関しても、消防署の査察対象となります。

**<防災対象物品>**

- ① カーテン
- ② 合板で、台・バックスクリーン・仕切り等に使用されているもの
- ③ 仕切りに用いられる布製のアコーディオンカーテン、ついたて
- ④ 装飾のために壁等に沿って下げられる布製のもの
- ⑤ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等
- ⑥ 映写用スクリーン
- ⑦ どんちょう
- ⑧ 布製のブラインド
- ⑨ 暗幕
- ⑩ じゅうたん
- ⑪ 人工芝
- ⑫ カーペット
- ⑬ ござ
- ⑭ シート類(感染防止対策用のビニールシートも含まれます)

- ・ 展示に使用する合板・ベニアは、すべて浸漬加工による防災処理を施して、防災表示マークを見やすい箇所につけて下さい。
- ・ 旗・幕・カーテン、テーブルクロス、カーペットなどの布類は、すべて防災処理を施して、指定の防災表示マークを個々の布類の見やすい箇所につけて下さい。(事務局注：布類の防災加工は、クリーニング店に依頼することが可能です。お近くのクリーニング店にお問い合わせください)
- ・ 展示スペースに、天井及び屋根(布、シートなどを貼り付けたものも含む)を設置することは、自動火災報知設備の感知の障害、スプリンクラー設備の感知および散水の障害となりますので、事前の届け出が必要です。詳細は事務局にご相談ください。障害があると認められる場合、消防署の指導により撤去または代替設備の設置を求められることがあります。

## ■8. その他

- ・ 出展は必ず2日間、開場から閉場まで行っていただきます。1日のみの出展、遅刻・早退は認められません。
- ・ コスプレは、ウェアラブルな自作デバイスやクラフト作品の着用など、Maker Faire の趣旨に沿ったコスチュームのみ可能です。いわゆるメイド服など、市販のコスチュームの着用はご遠慮ください。また、コスプレを行う場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。露出度が高いコスチュームなど、来場者が不快になる可能性があるため事務局が判断するコスチュームはお断りし、当日に退場をお願いすることもあります。なお、会場内に着替えのための場所の用意はございません。
- ・ 会場内の売買に関する出展者、来場者間のトラブルに関して、主催者は一切その責任を負いません。
- ・ ご登録いただいた個人情報は、Maker Faire Kyoto の連絡用途にのみ使用させていただきます。
- ・ 主催者は本要項の内容を予告なく変更する場合があります。
- ・ ご不明な点、出展に関するご希望などは、Maker Faire Kyoto 事務局 (makers@makejapan.org) までメールにてお問い合わせください。

## ■9. 商標について

「Maker Faire」ならびに「Make:」は、米国 Make Community 社の登録商標です。主催者である株式会社オライリー・ジャパンは、Make Community 社との契約に基づき、これらの商標を使用しています。主催者に断りなく、本名称やロゴマークを使用してイベントを実施したり、出版物、製品などの製造・販売・配布を行うことは法律により禁止されています。Maker Faire での展示を目的としたコンテスト、講座、ハッカソンなどを行う場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。